

全体財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達価格

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達価格

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達価格

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（美術品、骨董品を除く）・・・定額法

②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

②賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③退職手当引当金

職員の退職給付に備えるため、本年度末における退職手当の自己都合要支給額に相当する金額を計上しています。

④投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価格が著しく低下した場合における実質価格と取得価格との差額を計上しています。

⑤損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）に基づき計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む）を資金の範囲としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が原則50万円以上（美術品は取得価格に関わらず、すべて）の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、当町が所有するシステムすべてを計上しています。

②消費税の会計処理

税込方式により計上しています。

2. 重要な会計方針の変更

①全体書類対象の変更

令和5年度下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、法適用により下水道事業会計に統合され、全体財務書類の対象とします。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行なっているものはありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5. 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

1. 一般会計
2. 坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計
3. 国民健康保険特別会計
4. 介護保険特別会計
5. 後期高齢者医療特別会計
6. 水道事業会計
7. 下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。